

令和2年10月1日

一般事業主行動計画

株式会社復建エンジニアリング

仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を目的とし、次世代育成支援対策法に基づき、以下の通り、一般事業主行動計画を定める。

1. 計画期間

令和2年10月1日～令和4年9月30日

2. 内容

目標1：保育所等に入所できないことを理由とする離職を防止するため、育児休業期間の再延長を最長2歳から最長3歳までとする制度を導入する。

<対策>

令和2年10月～ 育児・介護休業規程改訂に伴う労使協議を開始する

目標2：社員の職業生活と家庭生活の両立困難による離職を防ぐため、「育児短時間勤務制度」及び「育児のための所定外労働の制限制度」の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

<対策>

令和2年10月～ 育児・介護休業規程改訂に伴う労使協議を開始する

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除制度などの諸制度、諸手続の流れが分かるフローシートを社員に公開し、産前産後休業や育児休業制度の利用を促進する。

<対策>

令和2年10月～ 公的制度及び社内制度を一覧表にとりまとめる

以上

【旧】

平成28年9月1日

一般事業主行動計画

株式会社復建エンジニアリング

仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を目的とし、次世代育成支援対策法に基づき、以下の通り、一般事業主行動計画を定める。

1.計画期間：平成28年9月1日～平成33年8月31日

2.内容

目標①：所定外労働の削減のための措置の実施

(対策) ①就業管理システムの導入

所定外労働をリアルタイムで把握することで、時間外労働時間数が多い者については、警告アラートを発し、部署長を含め、注意喚起を行う。

②ノー残業デーの徹底

③変形労働時間制の導入

目標②：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(対策) 年次有給休暇奨励日を随時設けることにより、取得しやすい環境を作る。

目標③：育児に関連する制度の周知、情報提供、妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保の措置を講ずる。

(対策) ①妊娠・出産・育児に関する諸制度、諸手続の流れが一目で分かるフローシートを社内に公開する。

②健康相談窓口として、外部相談窓口を設置する。

目標④：育児・介護休業法の制度を上回る制度の実施

(対策) 子の看護休暇を有給とし、時間単位での取得を可能とする。

以上